

## 小児慢性特定疾病医療費助成制度における

### 「指定小児慢性特定疾病医療機関」申請の手引き

平成 27 年 1 月 1 日以降は、医療費助成の対象となる医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション）は、都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）が指定した『指定小児慢性特定疾病医療機関（以下、「指定医療機関」という。）』に限定されます。

神戸市内に所在する医療機関等は、神戸市長が指定します。

- ・原則として、指定医療機関以外を利用した場合の医療費等については、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象になりません。（償還払い請求も不可）
- ・指定医療機関は、神戸市ホームページ等への掲載により公表します。

#### ◆ 指定医療機関の要件・責務・指定の更新 ◆

【要件】（児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項）

- 1 以下の医療機関等であること
  - ① 保険医療機関
  - ② 保険薬局
  - ③ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- 2 児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項で定める欠格事由（指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書の裏面参照）に該当しないこと。

【責務】（児童福祉法第 19 条の 11）

指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

【指定の更新】（児童福祉法第 19 条の 10）

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

#### ◆ 申請について ◆

小児慢性特定疾病の指定医療機関の申請は、医療機関等の所在地により申請先が異なります。下記の表より申請先を確認の上、申請してください。

医療機関等の所在地	指定医の申請先
神戸市内	神戸市こども家庭局 家庭支援課
姫路市内	姫路市保健所 予防課
尼崎市内	尼崎市保健所 疾病対策課
西宮市内	西宮市保健所 健康増進課
明石市内	明石市福祉局 健康推進課
上記 5 市以外の兵庫県内の市町	兵庫県 疾病対策課

- (1) 指定申請書を神戸市あて郵送で提出してください。
- (2) 審査後、神戸市より通知を送付するほか、指定医療機関の名称、所在地等を市ホームページにて公表します。
- (3) 指定の有効期間は6年です。  
有効期間が切れる前に更新手続きをしてください。更新されなければその効力は失われます。
- (4) 指定後、有効期間内に名称および所在地等申請内容に変更が生じた場合は、変更届による届出が必要です。
- (5) 業務を休止、廃止又は再開したとき等は、休止等届による届出が必要です。
- (6) 指定を辞退する場合は、辞退届による届出が必要です。

◆ 提出先 ◆ (神戸市内に所在する医療機関の場合)

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1  
神戸市こども家庭局 家庭支援課 小児慢性特定疾病担当

☎ 078-322-6513